給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書
（令和元年分～令和３年分用）

この明細書は、青色申告者が令和３年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といい、租税特別措置法を「措法」といいます。）第10条の５の４第１項に規定する給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「措法10の５の４」と記載してください。

１　記載要領

⑴　「⑮」欄には、**『雇用者給与等支給増加重複額の計算に関する明細書（付表）』**の「⑬」欄の額を記載します。

⑵　「⑩」欄は、令和３年分にあっては「90又は」を削除し、令和２年分以前にあっては「又は95」を削除します。

⑶　「⑳」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額（※１）} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{ｉ＋ⅱ（※２）}}$$

ｉ…事業所得、不動産所得、給与所得（所得金額調整控除の適用がある場合には、その控除後の残額）、総合課税の利子所得・配当所得・短期譲渡所得、雑所得の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

ⅱ…総合課税の長期譲渡所得の２分の１の金額と一時所得の２分の１の金額の合計額（これらの金額は、損益通算前の金額になります。）

※１　上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の６までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法41、41の３の２）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、認定ＮＰＯ法人等寄附金特別控除（措法41の18の２）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法41の18の３）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の２）、住宅特定改修特別税額控除（措法41の19の３）、認定住宅新築等特別税額控除（措法41の19の４）、分配時調整外国税相当額控除（所得税法93）、外国税額控除（所得税法95）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条から第10条の４までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

※２　上記の算式中の分母の「ｉ＋ⅱ」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額となります。

⑷　「㉓」欄には、**『所得税の額から控除される特別控除額の明細書』**の「⑲」欄のＢの金額を記載します。

⑸　「㉗」欄は、適用年の前年において事業を営んでいた月数（㉕の月数）と適用年において事業を営んでいた月数とが異なる場合に記載します。その他の場合は、「㉖」欄の金額を「㉘」欄に転記します。

⑹　「２の㉜」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合に記載します。その他の場合は、「２の㉛」欄の金額を「２の㉝」欄に転記します。

⑺　「㊱」欄は、各年のうちに事業を開始した日の属する年がある場合に記載します。その他の場合は、「㉟」欄の金額を「㊲」欄に転記します。

⑻　「㊳」欄は、適用年の前年において事業を開始した場合には、当該適用年の前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される教育訓練費の額を記載します。

２　提出先

納税地の所轄税務署長

３　根拠条文

旧措法第10条の５の４第１項